

【年末年始のお知らせ】

下記の期間を冬期休業とさせていただきます。

令和5年12月29日（金）～ 令和6年1月3日（水）

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

2023

12月号
vol.120

NEWS LETTER

今年も残り僅かとなった。この一年で多くの著名人がお亡くなりになられたが、谷村新司の死亡記事は衝撃的だった。私にとって同氏は歌手というよりもDJとしての存在感の大きい人だった。歌声と変わらない上品な声と、大人の世界に誘う、決してTVでは聞けないトークに、毎週金曜日の22時は必ずラジオの前にいた。そこから私はラジオの作り手になることを夢見て、理系ではなく文系の進路をとることになる。いわば、人生を変えられた人だった。いま、私はラジオではなく他人の確定申告書を作る仕事をしている。人生は思い通りに行かないもの。これも谷村さんの教え。ご冥福をお祈りします。

岡村 景明

*Message From Staff
～今年目標結果～

*買手が行うインボイスの修正

Message From Staff

～ 今年のご目標結果 ～

踊

心踊る瞬間が多くある1年に、
と思いながら1年を過ごしてきました。
ワクワクドキドキハラハラと心
はずっと踊り続けていました。
それだけ一生懸命に向き合っ
てきた証かなと思います！

直江 美佳

新しい仕事と家庭を両立する生活に慣れてきた
ので、生活は整ったと思います。
また、職場の方々の配慮や家族の協力によって
成立した生活でもあったので、周囲への感謝を
忘れないようにしたいと思います。

山田 亜美

生

プライベートでの目標を見つける
1年にしていましたが、見つける
ことができませんでした。
人生はまだ長いので気長に見つけ
ていきたいです！

本城 雄規

分

時間配分を上手に行うという目標でした。
日々わずかな時間ですが運動を習慣化する
ことができました。
神戸マラソンを完走することもでき印象的
な年となりました！

松尾 圭司

目標としたゆったりした日々は少なく、
お仕事もプライベートも目の前の事に
必死だった1年でした。
家族が元気に仕事や学校生活を満喫で
きたのでいい1年でした。来年こそは
自分時間を捻出したいです！

森 真奈美

悠

弱い自分と向き合い受け入れ一緒に新しい
一歩を踏み出したいと目標にしていました。
なかなか難しいもので、達成できたと言
い難いです。
ただ、今年は去年より更に多くの方と出会
い、様々な価値観に触れることができ、多
く学びのある充実した楽しい1年でした。
新しい一歩を踏み出すため、12月で事務所
を退職させていただきますが、学んだもの
を活かし楽しみ充実した毎日していきたい
と思います。

川端 優美

穏

温かな職場の皆さんや家族のお陰で
穏やかな1年でした。
また成長した息子達が穏やかに育ってくれ
ているなと感じた場面もありました。
引き続き来年も心穏やかに過ごしたいです。

芦谷 久美子

立ち止まって考えられる余裕を持つ事
を目標にしましたが、真反対の猪突猛
進な1年でした。
充実した年になりましたが、落ち着い
て物事を考えなければと反省しながら、
年末までは走り切ります。

沖田 和美

考

facebook やってます！！

インターネット生が
毎週金曜日に更新中です！！

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索

記事が良かったら いいね お願いします
URL : <https://www.facebook.com/okamura-tax/>



買手が行うインボイスの修正

インボイスに誤りがあった場合には、原則、売手は修正後のインボイスを交付しなければならず、買手は受領したインボイスの修正や追記は認められていないこととされています。ただし、受領したインボイスに修正や追記を行っても認められる場合があります。Q&A形式で確認します。

Q.

インボイス発行事業者であるA社からインボイスとなるべき請求書を受領したのですが、そこには軽減税率対象品目である旨の記載がないため、インボイスの要件を満たしていません。再交付を受けることなくインボイスの要件を満たす方法はありませんか？

A-1.

記載事項に誤りがある場合

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。

- ① 売手であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイスの交付を求める
- ② 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受ける

ご相談者様は①以外の方法が希望のため、②の方法によります。

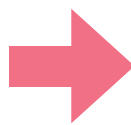
A-2. 再交付以外の方法

②の対応として下記例があります。これは買手がインボイスを修正して、売手に確認を受ける方法です。この方法により、その書類はインボイスと同時に修正事項を明示した仕入明細書等にも該当します。この書類を保存することで、仕入税額控除が適用できます。

[インボイスを修正し、インボイス及び仕入明細書等とする例]

請求書			
(株)B社 御中		(株)A社	
		T9876543210987	
10/1	オレンジジュース	108,000円	
10/2	キッチンペーパー	110,000円	
10%	税抜 100,000円	税10,000円	
8%	税抜 100,000円	税8,000円	

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない



請求書			
(株)B社 御中		(株)A社	
		T9876543210987	
10/1	オレンジジュース ※	108,000円	
10/2	キッチンペーパー	110,000円	
10%	税抜 100,000円	税10,000円	
8%	税抜 100,000円	税8,000円	
※は軽減税率対象 訂正事項につき11月1日先方確認済み			

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である(株)A社へ確認を受けることで、インボイス及び修正事項を明示した仕入明細書等となる

(注)上記例の場合、売手はインボイスの再交付は不要ですが、当初交付したインボイスの写しの保存が必要です。また、売手が売上税額の積上げ計算を行う場合には、確認を行った仕入明細書等をインボイス等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

(参考：国税庁「お問合せの多いご質問(多く寄せられるご質問(令和5年11月13日更新)問⑥)」)